

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 保安林の指定解除(二件)……………(産業労働局農林水産部森林課)……………
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(同)……………
- 全国自治宝くじの発売(二件)……………(全国自治宝くじ事務協議会)……………

告示

●東京都告示第六百五号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和四年四月六日

東京都知事 小池百合子

- 一 解除に係る保安林の所在場所
 調布市深大寺元町二丁目三〇番八(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

解除の理由

三 参拝施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び調布市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第六百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和四年四月六日

東京都知事 小池百合子

- 一 解除に係る保安林の所在場所
 八王子市裏高尾町一六二一番五
- 二 保安林として指定された目的
 公衆の保健
- 三 解除の理由
 道路用地とするため

●東京都告示第六百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので告示する。

令和四年四月六日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 八丈島八丈町大賀郷五六三二番(次の図に示す部分に限る。)

限る。)

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 八丈島八丈町三根二四三一一番一

二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供する。」

雑報

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百七十四号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和四年四月六日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第九百二十二回全国自治宝くじ
 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
 三 発売の数及び総額 一億二千万枚 三百六十億円
 (三十億円を一単位(一ユニット)として十二単位(十二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額 一枚三百円
 五 証券型式 開封式

六 発売期間 令和四年五月六日から同年六月三日まで

七 抽せん期日 令和四年六月十三日

八 当せん金支払開始期日 令和四年六月十七日

九 当せん金の額及び当せん数の等 級 当せん金 当せん本数

一等	三億円	一本
一等の前後賞	一億円	二本
一等の組違い賞	十万円	九十九本
二等	十万円	二本
三等	十万円	七十本
四等	十万円	三万本
五等	十万円	十万本
六等	十万円	百万本

計 百十三万七千四百本

備考 一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百七十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年四月六日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第九百二十三回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 五千万枚 百五十億円

(三十億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 一枚三百円
五 証券型式 開封式
六 発売期間 令和四年五月六日から同年六月三日まで
七 抽せん期日 令和四年六月十三日
八 当せん金支払開始期日 令和四年六月十七日

九 当せん金の額及び当せん数の等級	当せん金	当せん本数
一等	三千万円	四本
一等の前後賞	千万円	八本
二等	百万円	百本
三等	一万円	六万本
四等	三千円	十万本
五等	三百円	百万本

計 百十六万百十二本

備考 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

- 十 注意事項
- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 - (二) 証券は、転売できない。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

